

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県県税徴収金収納事務

取扱見込件数 25,000件

(2) 業務の仕様

鳥取県県税徴収金収納事務委託に関する基本仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

平成19年12月1日から平成20年11月30日まで

(4) 入札方法

入札書に記載する金額は、収納1件当たりの単価（収納事務に要する経費のうち基本料金（コンビニエンスストア1本部当たり必要な定額料金）を含み、10銭未満は切り捨てる。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、委託手数料の請求に当たっては、単価に収納取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって当該資格を有していないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年10月23日（火）午後5時までに鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当に提出すること。

(3) 平成19年10月16日（火）から同年11月13日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）第4条の3各号に定める要件をすべて満たしていること。

(5) 仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること。

(6) 平成19年10月16日（火）から同年11月13日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課企画係

電話 0857-26-7051

ファクシミリ 0857-26-7087

メールアドレス zeimu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成19年10月19日(金)から同月23日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の問合せ先へ電話又はファクシミリにより申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月13日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁税務課相談室(鳥取県庁本庁舎5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を次により提出しなければならない。

なお、事前提出物に関し、3の契約担当部局から説明又は記載事項を証明する資料等の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

平成19年10月30日(火)

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課(鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

(ア) 事前提出物を持参する場合は、(2)のアの提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 事前提出物を郵便等により提出する場合は、(2)のアの提出期限の日の午後5時(必着)までに書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより送付すること。

エ 事前提出物

(ア) 2の(1)、(4)、(5)及び(6)の要件を満たすことを証明する書類

(イ) 収納金の保全(倒産リスク)対策に関する書類

(ウ) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務の受託実績に関する書類

(エ) 直近の決算期分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

オ その他

(ア) 事前提出物その他関係資料等の提出に係る経費は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(イ) 事前提出物を提出した後に、2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、その旨を3の契約担当部局に速やかに申し出ること。

(ウ) 入札参加要件に係る審査結果は、文書で通知する。

ただし、この通知の日から入札の日までの間に2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなく

なった場合には、当該通知の内容にかかわらず入札に参加することはできない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(4)で定める金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(4)で定める契約金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。